

丸亀市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き (R7.10改正版)



目次

はじめに	1
宣誓ができる方	2
宣誓の方法と宣誓証明書等交付までの流れ	3
宣誓後の手続き	5
パートナーシップ宣誓制度自治体間連携について	7
Q&A	9

はじめに

丸亀市では、互いの多様な個性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指しています。

この「パートナーシップ宣誓制度」は、お二人が互いを人生のパートナーであることを市長に対して宣誓することで、市がお二人の関係を、可能な限り婚姻と同様のパートナーであると認め、宣誓を証明する制度です。

この制度は市政の中で運用するもので、法律上の権利や義務など、法的な効力が発生するものではありません。しかし、お二人の関係を公的機関である市が認め、また希望に応じて子や親、親族との関係も「ファミリーシップ」として証明することで、お二人の想いを尊重し、寄り添えるよう努めるものです。

また、この「パートナーシップ宣誓制度」を市民・事業者の皆さまにご理解いただき、より良い制度となるよう、市として周知・啓発に努めます。

パートナーシップ宣誓制度は

○丸亀市人権尊重都市宣言

○丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例

の理念に基づいて定めています。





宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓ができる方は、一方又は双方が性的少数者であり、次の要件すべてに該当する方です。

①お二人が成年に達していること

②お二人が丸亀市民であること

又はお一人が丸亀市民で、もうお一人が転入を予定していること

* 転入予定の方は、その事実が確認できる書類（転入証明書等）が必要です

③配偶者がいないこと

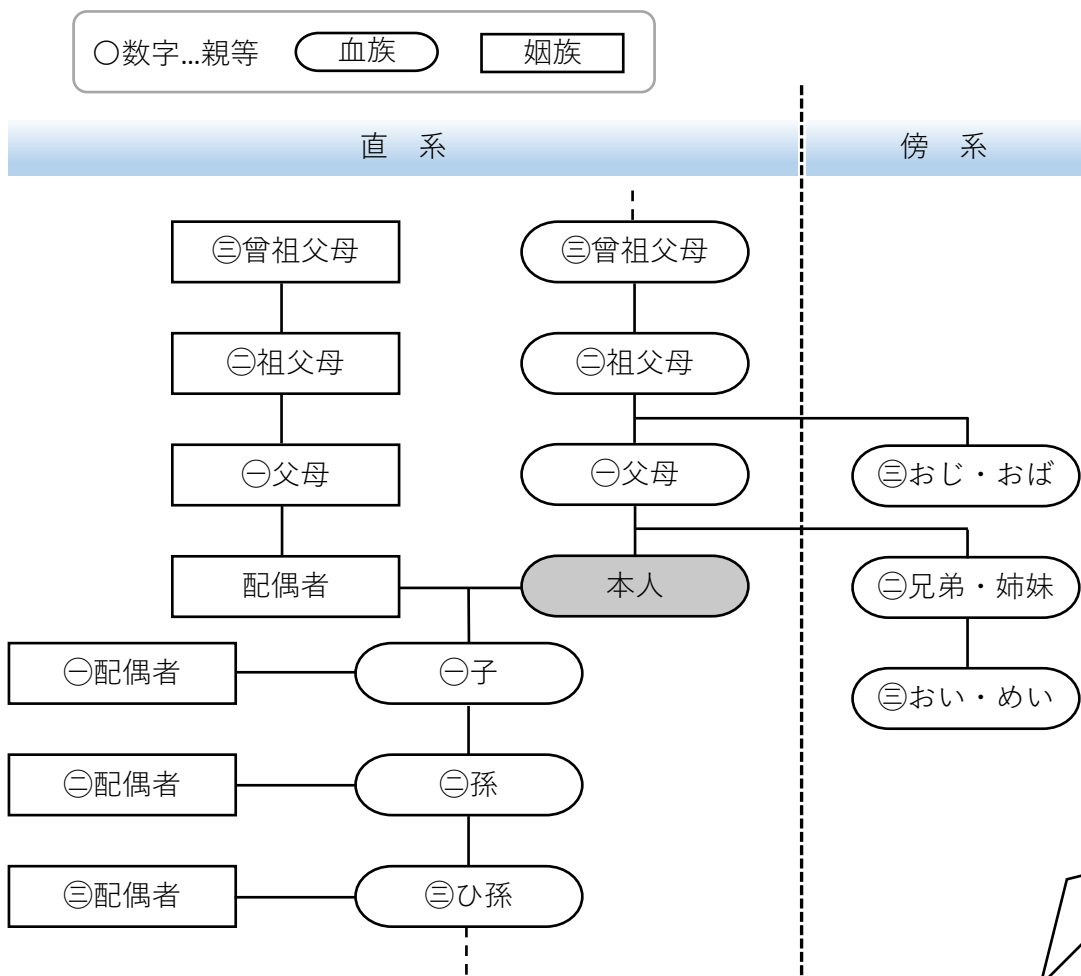
④他の方とパートナーシップの関係にないこと

⑤お互いの関係が近親者でないこと

* 近親者とは、直系血族もしくは三親等内の傍系血族又は直系姻族をいいます（下記参照）

* お二人が養子縁組をしている場合を除きます

【直系血族もしくは三親等内の傍系血族又は直系姻族】



宣誓の方法と宣誓証明書等交付までの流れ

1. 宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓希望日の原則1週間前（土・日・祝日及び年末年始は除く）までに人権課へ電話・メール等でご予約ください。
- ・ 予約時には、以下のことをお伝えください。
 - ①氏名、通称名（ご希望者のみ）、外国籍の方は国籍
 - ②電話番号
 - ③宣誓希望日時（第1希望～第3希望）
 - ④宣誓時の個室希望の有無
- * 予約なしで来られた場合、対応できないことがあります。
必ず事前に人権課までご予約をお願いします。

【予約先】 丸亀市役所総務部人権課
TEL：0877-24-8811 FAX：0877-24-8874
メール：jinken-k@city.marugame.lg.jp
受付時間：平日 8：30～17：15

2. 提出・提示書類の準備

- 【提出書類】
- ・ 転入予定の方は、転出証明書の写し
 - ・ 婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍抄本や独身証明書等）
 - * 宣誓日以前3か月以内に発行されたものを、1人1通提出してください。
戸籍抄本や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
 - * 外国籍の方は、在日大使館や領事館等が発行した婚姻要件具備証明書等
その日本語訳を添えて提出してください。
 - * 住所要件の確認のため、住民基本台帳の閲覧に同意いただければ、住民票の提出は不要です。転入予定の方は、宣誓日から3か月以内に転入をしたか、住民基本台帳にて確認します。

- 【提示書類】
- ・ 本人確認ができるもの

1 点の提示で足りるもの（顔写真があるもの）	2 点の提示が必要なもの（顔写真がないもの）
・ 個人番号カード（マイナンバーカード） ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） ・ 住民基本台帳カード（顔写真有り） ・ 障害者手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書 ・ その他、官公署が発行したもの	・ 健康保険証 ・ 住民基本台帳カード（顔写真無し） ・ 介護保険被保険者証 ・ 年金手帳、年金証書 ・ その他、官公署が発行したものなど * 「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたものに限る

* 有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



- 通称名の使用が確認できるもの（通称名を使用する場合のみ）

- * 社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に明らかになる書類（社員証、学生証等）であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点必要です。

- * 通称名を使用する場合、交付する証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

同日に子や親等との関係を証明する「ファミリーシップ証明書」の交付を希望される場合は、P.5「ファミリーシップに関する記載」を参照の上、必要書類をご準備ください。

不備がある場合、宣誓日に受理できないことがあります。

事前確認を希望される方は、人権課までお問合せください。

3. パートナーシップの宣誓

- 予約の日時に、お二人でお越しください。

- 代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者も一緒にお越しください。

- 職員立ち合いのもと、

- パートナーシップ宣誓書

- パートナーシップの宣誓に当たっての確認書

- に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。

- 本人確認及び宣誓要件、宣誓書や提出・提示書類の確認を行います。

4. 宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付

- すべての要件を満たしていることを確認後、

- パートナーシップ宣誓証明書

- パートナーシップ宣誓証明カード

- パートナーシップ宣誓書の写し をお二人に1通ずつお渡しします。

- 基本的には即日交付しますが、交付までに1時間程度かかります。

宣誓後の手続き

宣誓後、次の手続きを希望される場合も、来庁日を人権課にご予約ください。
また、いずれの手続きにも本人確認ができるもの（P.3参照）が必要です。

ファミリーシップに関する申請

お二人が、子や親等との関係の証明を希望されるときは、下記の要領で申請することで「ファミリーシップ証明書」を交付します。

ファミリーシップとは？

お二人と、子、親その他市長が認める親族（「ファミリーシップ対象者」といいます）が、家族として協力している又は協力することを約した関係をいいます。

- ・ファミリーシップ対象者は、次のすべてに該当する方です。
 - ・原則としてお二人以外とのファミリーシップの関係にないこと
 - ・未成年の場合は、お二人の一方又は双方と生計が同一であること
 - ・お二人とのファミリーシップに同意していること
 - *15歳未満の場合は、親権者の同意が必要です。

【提出書類】

- ・ファミリーシップ申請書
 - *ファミリーシップ対象者欄は、対象者本人にご記入いただいた上でお持ちください。
 - *対象者が15歳未満の場合は、親権者をご記入ください。その場合、ご記入いただいた親権者の氏名も分かるようにお書きください。
 - *「戸籍上の関係」は、お二人のどちらと戸籍上の関係にあるのかが分かるようにご記入ください。（例：「〇〇〇〇の子」「〇〇〇〇の親」など）
- ・ファミリーシップの証明に当たっての確認書
 - *ファミリーシップ対象者全員について、お二人で確認をしてください。
- ・関係を確認できる書類
 - *3か月以内に発行された、子や親等との関係が分かる戸籍抄本等
 - *宣誓時に提出した戸籍抄本等で子や親等との関係が分かり、かつ発行から3か月以内である場合、新たに提出する必要はありません。
- ・内容を確認後、「ファミリーシップ証明書」をお二人に1通ずつお渡しします。
 - *ファミリーシップ対象者が「ファミリーシップ証明書」を必要とする場合は、お申し出によりお渡しします。ただし、証明書の宛名は宣誓をしたお二人となります。



証明書等の再交付

- 宣誓証明書・証明カード・ファミリーシップ証明書の再交付を希望される場合は、「証明書等再交付申請書」を提出してください。
- 紛失以外での申請の場合、交付済みの証明書等は返還してください。
- 氏名又は通称名の変更があった場合、その事実が確認できる書類の提出・提示が必要です。
- 住所変更は再交付の対象にはなりません。

証明書等の返還

次のいずれかに該当する場合は、「パートナーシップ宣誓証明書返還届」に証明書等を添えて提出してください。

- お二人の意思によってパートナーシップを解消したとき
- お一人又はお二人ともが、丸亀市から転出されたとき
* お一人が転出する場合で、転勤や親族の疾病等のやむを得ない事情による一時的なときは除きます。
- その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

宣誓等の取消し

虚偽やその他不正な方法で証明書等の交付を受けたことが判明した場合、又は証明書等を不正に使用したことが判明した場合は、パートナーシップの宣誓、ファミリーシップの証明を取り消し、証明書等の返還を求めます。

ファミリーシップ証明に関する申立て

ファミリーシップ証明書に氏名が記載されている15歳以上の人は、「ファミリーシップ証明に関する申立書」を提出することで、証明書から氏名を削除することができます。

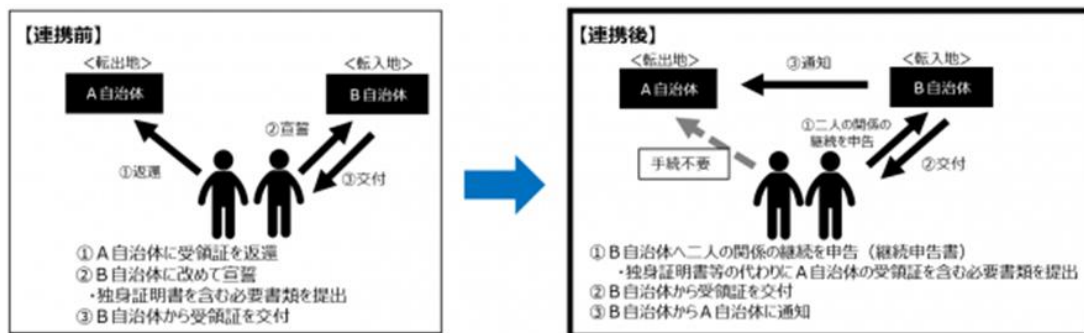
提出の際は、本人確認ができるもの（P.3参照）をご提示ください。

申立書が提出された場合、宣誓をしたお二人には新たなファミリーシップ証明書を交付します。

パートナーシップ宣誓制度自治体間連携について

令和7年10月から、制度を利用している方が転入・転出する際に生じる負担の軽減を図るため、同様の制度を実施している自治体と連携し、その手続きを簡素化します。

- ・転出元自治体への証明書等の返還手続きが不要です。（証明書等は、転出先自治体へ提出してください。）
- ・転入先自治体へ継続申告することで、お二人にお越しいただいての再度の宣誓及び婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍抄本や独身証明書等）の提出が不要です。



連携自治体

20府県、237市町村（令和7年7月1日時点）

連携自治体名は、ホームページからご覧ください。

<https://www.city.marugame.lg.jp/page/9536.html>



1. 丸亀市から転出する場合

丸亀市から連携自治体へ転出する場合、証明書等の返還手続きは不要です。転入先自治体で継続申告の手続き及び丸亀市の証明書等の提出を行ってください。

手続きの詳細については、転入先自治体のホームページなどをご確認ください。

2. 丸亀市へ転入する場合

【来庁の場合】

（1）継続申告日の事前予約

- ・継続申告希望日の原則1週間前（土・日・祝日及び年末年始は除く）までに
人権課へ電話・メール等でご予約ください。

- ・予約時には、以下のことをお伝えください。

- ①氏名、通称名（ご希望者のみ）、
外国籍の方は国籍
- ②電話番号
- ③継続申告希望日時（第1希望～第3希望）
- ④宣誓時の個室希望の有無
- ⑤転出元自治体名

*予約なしで来られた場合、対応できないことがあります。
必ず事前に人権課までご予約をお願いします。

【予約先】丸亀市役所総務部人権課

TEL：0877-24-8811

FAX：0877-24-8874

メール：jinken-k@city.marugame.lg.jp

受付時間：平日 8：30～17：15



(2) 継続申告

必要書類を準備し、予約の日時にお越しください。

【提出書類】

- ・転出元の連携自治体が交付した証明書等の原本2名分
 - ・転入予定の方は、転出証明書の写し
- * 宣誓要件の確認のため、住民基本台帳及び戸籍情報の取得に同意いただきます。

【提示書類】

- ・本人確認ができるもの（P.3参照「本人確認ができるもの」）
- 上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

(3) 宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第9号）に記載していただきます。書類に不備や不足等がなければ、1週間程度で

- ・パートナーシップ宣誓証明書
- ・パートナーシップ宣誓証明カード
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書の写し

をお二人に1通ずつお渡しします。郵送での受取を希望される場合は、送付先住所・氏名を記載した返信用封筒（A4対応の封筒と50g分の切手を貼付したもの。簡易書留を希望の場合はその分を加算した切手）をご準備ください。

【郵送の場合】

(1) 書類の郵送前に、下記のことを人権課へ電話・メール等でご連絡ください。

- ①氏名、通称名（ご希望者のみ）、外国籍の方は国籍
- ②電話番号
- ③転出元自治体名

(2) 書類の郵送

【提出書類】

- ・記入済みのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第9号）
 - ・転出元の連携自治体が交付した証明書等の原本2名分
 - ・転入予定の方は、転出証明書の写し
- * 宣誓要件の確認のため、住民基本台帳及び戸籍情報の取得に同意いただきます。
- ・本人確認ができるもの（P.3参照「本人確認ができるもの」）の写し
 - ・送付先住所・氏名を記載した返信用封筒（A4対応の封筒と50g分の切手を貼付したもの。簡易書留を希望の場合はその分を加算した切手）

(3) 宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付

書類に不備や不足等がなければ、1週間程度で

- ・パートナーシップ宣誓証明書
 - ・パートナーシップ宣誓証明カード
 - ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書の写し
- を返信用封筒にてお送りします。

Q&A

1. パートナーシップ宣誓制度は、結婚とは違うのですか？

結婚は、民法の規定に基づいて行われるもので、相続等財産上の権利や税金の控除、扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規律）に基づいて行うもので、結婚のような法的な効力は発生しません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

2. 丸亀市でパートナーシップ宣誓制度を導入する理由は？

この「パートナーシップ宣誓制度」は、法律上の権利や義務など、法的な効力が発生するものではありませんが、お二人の関係を市が認め、また希望に応じて子や親、親族との関係も「ファミリーシップ」として証明することで、お二人の想いを尊重し、寄り添うことができると考えています。

また、制度の導入によって多様性を認め合うまちの実現を目指す市の姿勢を示すとともに、多様性への理解が広がり、性的少数者の方への差別や偏見の解消にもつながるものと期待しています。

3. 同性同士でないと宣誓できませんか？

宣誓しようとするお二人の一方又は双方が性的少数者であれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓できます。

4. 宣誓するのに費用はかかりますか？

パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カード、ファミリーシップ証明書の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓や申請に必要な提出書類（独身であることを証明する書類、ファミリーシップの場合は関係を確認できる書類等）の手数料等は自己負担となります。

また、証明書等は1時間程度お待ちいただいた後に直接お二人に手渡しますが、郵送での受取を希望される場合は、送付先住所・氏名を記載した返信用封筒（A4対応の封筒と50g分の切手を貼付したもの。簡易書留を希望の場合はその分を加算した切手）をご準備ください。

5. 丸亀市民でないと宣誓できませんか？

この制度は市政の中で運用するものですので、お二人が丸亀市民であるか、お一人が丸亀市民で、もうお一人が転入を予定している必要があります。

転入予定で宣誓する場合は、宣誓時に転出証明書の写しを提出してください。宣誓後、転入したかを住民基本台帳にて確認させていただき、3か月以内に確認ができない場合は宣誓を取消すこともありますので、ご注意ください。

6. 同居していないと申請できませんか？

同居している必要はありませんが、お二人がパートナーシップ（互いを人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した）の関係であることが必要です。



7. 通称名は使用できますか？

社会生活の中で日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓できます。

通称名を使用する場合は、宣誓時に通称名を確認できるもの（客観的に明らかになる書類であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点）をご提示ください。

なお、通称名を使用した場合、交付する証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

8. 代理や郵送で宣誓することはできますか？

代理や郵送での宣誓はできません。お二人の意思を確認するため、宣誓の際は必ずお二人でご来庁ください。市役所開庁時間以外での対応を希望される場合は、事前にご相談ください。

また、宣誓書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由で自署できない場合は、お二人の立会いの下で他の方による代筆は可能です。

なお、継続申告については可能です。Q&A14をご覧ください。

9. 「ファミリーシップ」とはなんですか？

「ファミリーシップ」とは、お二人と家族として協力している、又は協力していることを約した子や親、親族との関係のことで、宣誓をしたお二人から「ファミリーシップ申請書」の提出があった時に、「ファミリーシップ証明書」を交付します。条件等はP.5をご確認ください。

法律上の権利や義務など、法的な効力が発生するものではなく、又お二人との同一世帯や同一生計等を証明するものではありません。お二人からの申請に基づいて証明書を交付すること、お二人の想いを尊重するものです。

10. パートナーから一方的に関係の解消を告げられた場合、証明書等を返還しなければいけませんか？

一方の意思によるパートナーシップの解消は、証明書等の返還要件には該当しません。双方の意思によってパートナーシップが解消された場合は、証明書等を返還してください。

11. パートナーが死亡した場合、証明書等を返還しなければなりませんか？

返還の必要はありません。

他の方とパートナーシップの宣誓をする場合は、事前に「パートナーシップ宣誓証明書返還届」に証明書等を添えて提出してください。

12. 証明書等の有効期限はありますか？

有効期限はありません。返還をしない限り有効です。

13. 連携自治体とは何ですか？

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体のことです。

このネットワークに加入する自治体間で宣誓者の住所の異動があった時は、宣誓者がすでに転出地自治体で証明書等の交付を受けている事実を踏まえて簡易な手続きを行うことになっていきます。ネットワークに加入を希望する団体は増えているので、最新の状況はホームページ等でご確認ください。

14. 代理や郵送で継続申告することはできますか？

継続申告書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由で自署できない場合は、他の方による代筆は可能です。

また、継続申告書を提出する場合は、郵送での提出が可能です。書類の郵送前に、人権課へ電話・メール等で①氏名、通称名（ご希望者のみ）、外国籍の方は国籍、②電話番号、③転出元自治体名をご連絡ください。郵送時には、必要書類とあわせて、証明書等を返送するための返信用封筒を同封してください。

15. 継続申告時に提出した証明書等は、記念に返してもらえますか？

転出元の連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓書等については、継続申請時に本市で回収いたしますが、希望があれば、使用できない状態にしたうえでお返しいたします。

ご不明な点は、丸亀市人権課までお気軽にお問合せください。

丸亀市総務部人権課

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL：0877-24-8811 FAX：0877-24-8874

受付時間 平日（土・日・祝日及び年末年始は除く）8：30～17：15

メール：jinken-k@city.marugame.lg.jp

